

# 一般社団法人 日本サイコオンコロジー学会 利益相反に関する指針

(平成 24 年 9 月 21 日制定)

一般社団法人 日本サイコオンコロジー学会（以下、「本法人」という。）は、精神腫瘍学に関する学術団体であり、がんを取り巻く医療と科学の発展に貢献することで、がん患者、家族及びがんと向き合うすべての人々の健康に寄与し、豊かな人間性を涵養することをその目的としている。本法人は、精神腫瘍学の発展を牽引していく役割を担うとともに、精神腫瘍学に関する知見を広く普及させていくものである。このため、本法人の会員は、企業等の団体と共同で研究を実施する等の連携を行う機会も増加している。

その結果、学術団体の責務として求められる公明性、中立性と個人の利益とが衝突・相反する状態が生じ得る。このような責務と利益の衝突は、精神腫瘍学の研究や普及啓発を企業等と連携し進めていくうえで必然的・不可避的に生じることであり、こうした状態が「利益相反（conflict of interest : COI）」と呼ばれるものである。学術団体は、この利益相反状態を適切に管理していくことが、産学連携活動を行う上で重要である。

そのため本法人では、利害関係が想定される企業等の関わりにおいて、学術団体として社会に対する説明責任を果たしていくため、会員が遵守すべき利益相反に関する指針を策定し示すものである。

## 1. 目的

本法人は、研究開発の成果の普及および活用の促進に係る事業活動を積極的に推進するものである。本指針は、その際に発生する利益相反を適切に管理することにより、学術団体として社会的信頼を維持・確保するために社会への説明責任を果たすとともに、会員等が安心してより活発な活動及び関連領域との連携の推進を図ることができるよう、研究の成果の普及及び事業活動に取り組める環境を整備することを目的とする。

## 2. 対象者

利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- (1) 本法人の会員
- (2) 本法人の学術大会等で発表する者
- (3) 本法人の役員、各種委員会等の委員長及び委員、学術大会責任者
- (4) 本法人の事務職員

## 3. 対象となる活動

本法人が行うすべての事業活動に対して本指針を適用する。

特に、学術集会等での発表、教育研修に関する活動、市民に対する普及啓発活動などを行う場合は、社会的影響力が強いことから、その演者等には特段の本指針遵守が求められる。

## 4. 申告すべき事項

対象者は、自身における以下の(1)～(7)の事項で、別に定める基準を超える場合には、利益相反の状況を所定の様式に従い、自己申告によって正確な状況を開示する義務を負うものとする。なお、自己申告および申告された内容については、申告者本人が責任を持つものとする。具体的な開示・公開方法は、対象活動に応じて別に細則に定める。

- (1) 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問
- (2) 株の保有（細則に定める条件に該当する場合）
- (3) 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料
- (4) 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- (5) 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- (6) 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
- (7) その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）

## **5. 利益相反状態との関係で回避すべき事項**

研究の結果の公表や診療ガイドラインの策定などは、純粋に科学的な根拠と判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。本法人会員は、研究結果やその解釈などの公表内容、科学的な根拠に基づく診療ガイドラインやマニュアルなどの作成について、その研究の資金提供者や企業の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を資金提供者等と締結してはならない。

## **6. 関係者の責務及び役割**

### **(1) 会員及び学術集会等における発表者の責務**

本法人が主催する学術集会等で発表や講演をする場合、会員等は発表や講演内容等に関連する利益相反状態について、発表や講演時に、本法人の細則にしたがい、所定の書式で適切に開示するものとする。発表や講演内容等との関係で、本指針に反するとの指摘がなされた場合には、学術大会責任者または理事長は指摘事項を本指針に沿って検証し、適切な措置方法を講じなければならない。これらの措置の際に学術大会責任者または理事長は、必要に応じて利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

### **(2) 役員等の責務**

本法人の役員、各種委員会等の委員長及び委員、学術大会責任者は、本法人の事業活動に対して重要な役割と責務を担っており、当該事業に関わる利益相反状況については、就任した時点で本法人の細則にしたがい所定の書式で自己申告を行なうものとする。また、就任後、新たな利益相反状態が発生した場合には本法人の細則にしたがい、修正申告を行うものとする。

### **(3) 利益相反委員会の役割**

利益相反委員会は、申告された利益相反状況について検討を行う。ただし、学術大会の発表等に関するものについては、学術大会責任者の役割であり除く。また、本法人が行うすべての事業において、重大な利益相反状態が会員等に生じた場合、あるいは、利益相反の自己

申告が不適切で疑義があると指摘された場合、当該会員等の利益相反状態を管理するためにヒアリング等の調査を行い、その結果を理事長に答申する。

#### (4) 理事長の役割

理事長は、役員等が本法人の事業を遂行するうえで、重大な利益相反状態が生じた場合、あるいは利益相反の自己申告が不適切であると認めた場合、利益相反委員会に諮問し、答申を得たうえで、理事会の審議に基づいて改善措置などを指示することができる。

#### (5) 学術大会責任者の役割

学術大会責任者は、学術大会で研究の成果が発表される場合には、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する演題については発表を差し止める等の措置を講ずることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの措置の際に学術大会責任者は、必要に応じて利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

#### (6) 編集委員会の役割

編集委員会は、本法人の刊行物で研究成果の原著論文、総説、診療ガイドライン、編集記事、意見等が発表される場合、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する場合には掲載を差し止める等の措置を講ずることができる。この場合、速やかに当該論文等の投稿者に理由を付してその旨を通知する。本指針に違反していたことが当該論文等の掲載後に判明した場合は、当該刊行物などに編集委員会委員長名でその旨を公知することができる。なお、これらの措置の際に編集委員会委員長は、必要に応じて利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

#### (7) 教育委員会の役割

教育委員会は、本法人が作成する教育研修に関する資料、開催する研修会の内容等が、本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反するものについてはその活動を差し止める等の措置を講ずることができる。この場合には、速やかに当該活動の担当者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの措置の際に教育委員会委員長は、必要に応じて利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

#### (8) その他

その他の委員長・委員は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討する。

なお、これらの措置の際に理事長は、必要に応じて利益相反委員会に諮問し、答申を得たうえで、理事会の審議に基づいて改善措置などを指示することができる。

## **7. 指針違反者に対する措置と説明責任**

### (1) 指針違反者に対する措置

本法人理事会は、本指針に違反する行為に関して審議を行う。理事長は、利益相反委員会に諮問し答申を得たうえで、理事会で審議した結果、重大な指針違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。

- ① 本法人が開催するすべての講演会等での発表禁止

- ② 本法人の刊行物への論文等の掲載禁止
- ③ 本法人の学術大会責任者の就任禁止
- ④ 本法人の理事会，委員会，作業部会への参加禁止
- ⑤ 本法人の役員、各種委員会等の委員長及び委員の解任、あるいは役員、各種委員会等の委員長及び委員になることの禁止
- ⑥ 本法人の代議員の解任、あるいは代議員になることの禁止
- ⑦ 本法人会員の資格停止，除名，あるいは入会の禁止

#### (2) 不服の申立

被措置者は、本法人に対し不服申立をすることができる。本法人の理事長は、これを受理した場合、速やかに不服申立て審査委員会（暫定諮問委員会）を設置して、審査を委ね、その答申を理事会で協議したうえで、その結果を不服申立者に通知する。

#### (3) 説明責任

本法人は、自らが関与する場所で発表された研究の成果について、重大な本指針の違反があると判断した場合は、直ちに理事会の協議を経て社会に対する説明責任を果たさねばならない。

### **8. 細則の制定**

理事会は、本指針を運用するために必要な細則を制定することができる。

### **9. 指針の改正**

本指針は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正，整備ならびに医療および研究をめぐる諸条件に適合させるためには，定期的に見直しを行い，改正することができる。

### **10. 施行日**

本指針は2012年9月21日より施行する。